

排出ガス対策型建設機械の取得資金に対する低利融資制度 ●●●●

平成17年度より担保が不足する場合等でも条件に応じて資金融資を受けることが可能になりました。

国土交通省が指定する排出ガス対策型建設機械等の普及促進を進めていくことを目的として、平成11年度より中小企業金融公庫及び国民生活金融公庫における特別貸付が制度化されています。これにより、排出ガス対策型建設機械を購入する中小企業事業者は、貸付利率が低利な特別貸付の融資制度を利用することができます。

■排出ガス対策型建設機械の取得資金に対する低利融資制度(中小企業金融公庫)

	特別貸付制度	H17年度に創設された新しい特例制度です		
		担保特例制度		保証人特例制度
		無担保特例	担保不足特例	
融資対象者	国土交通省が指定する超低騒音型建設機械、低振動型建設機械又は排出ガス対策型建設機械のいずれかに該当する特定の建設機械を取得する中小企業事業者(リース・レンタル事業者を含む)	直接貸付において、特別貸付を利用する者で、財務状況等からみて信用リスクが比較的小さいと認められる者	直接貸付において、特別貸付を利用する者	直接貸付において、特別貸付を利用する者で、一定の要件を満たす者
融資限度額	直接貸付：7億2,000万円	1社あたり最大5,000万円	特別貸付の各制度ごとに、貸付額の75%(最大8,000万円)まで	1資金制度あたり7億2,000万円
	代理貸付：1億2,000万円	—	—	—
融資期間	15年以内	5年以内	15年以内	15年以内
融資利率	特別利率(4億円まで) (4億円を超える部分は基準金利を適用)	特別利率+上乗せ利率 (上乗せ利率は0.55~2.9%)*	特別利率+上乗せ利率 (上乗せ利率は0.15~3.05%)*	特別利率(又は基準金利)+上乗せ利率 (上乗せ利率は0.3%)*
担保条件	担保が必要	担保の全てを免除	担保の一部を免除	
	保証人(経営責任者)が必要			保証人を免除

*融資期間・信用リスクに応じて利率が上乗せされます。
利率等の詳細については、中小企業金融公庫(ホームページ <http://www.jasme.go.jp/>)にお問い合わせください。

排出ガス対策型建設機械に関する情報提供

国土交通省ホームページ

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kensetsusekou/kensetsusekou.htm>

または

国土交通省トップページ内「組織別情報/総合政策」→「建設施工と建設機械」

↓
「環境対策」
↓
「排出ガス対策」



排出ガス対策型建設機械に関するお問合せ先

国土交通省 総合政策局 建設施工企画課 施工環境係

〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3 TEL 03-5253-8111(内24955)



CEC-EXG-H17-01

*このパンフレットは平成17年5月時点の内容で記載されたものです。

より環境に優しい施工をめざして 建設機械の排出ガス対策



建設機械取得のための資金融資制度が
より利用しやすくなりました。

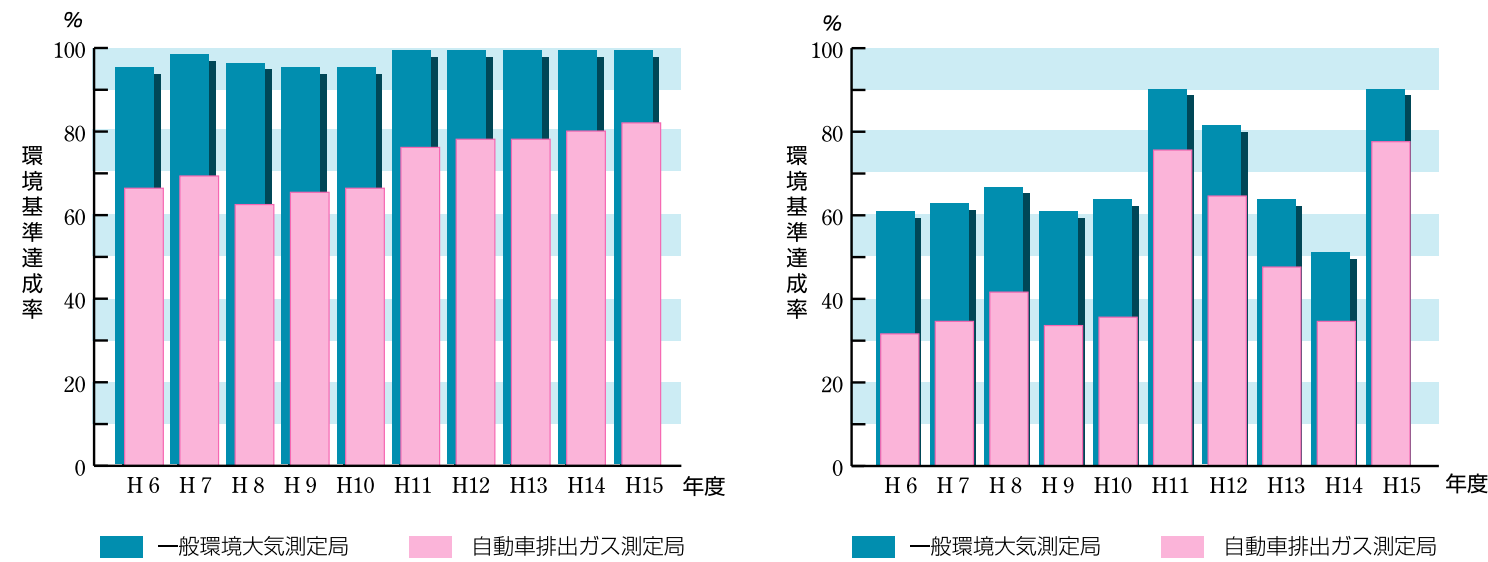
国土交通省

我が国の大気環境の現況

自動車全体における建設機械からの排出ガスは、NO_xで約2割、PMで約1割を占めています。

窒素酸化物（NO_x）や粒子状物質（PM）は、大気汚染の原因物質として大きな社会問題となっており、呼吸困難や気管支炎等の健康に与える影響が懸念されています。自動車全体におけるこれらの汚染物質の発生には、ディーゼル車からの排出ガスに次いで建設機械からの排出ガスが大きな影響を与えています。

二酸化窒素（NO₂）と浮遊粒子状物質（SPM）の環境基準達成状況

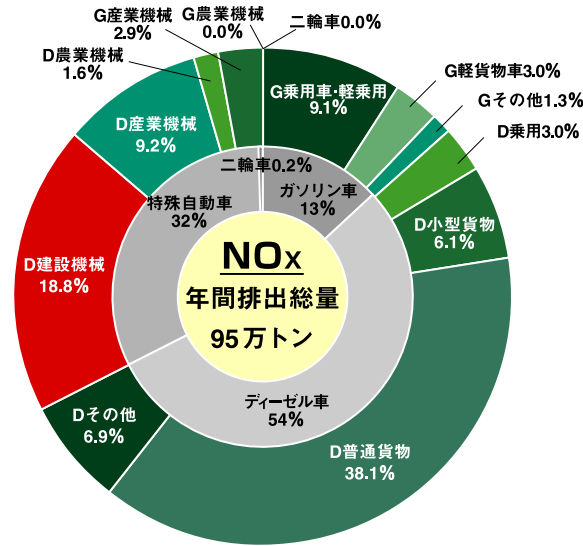


■二酸化窒素（NO₂） ■浮遊粒子状物質（SPM）

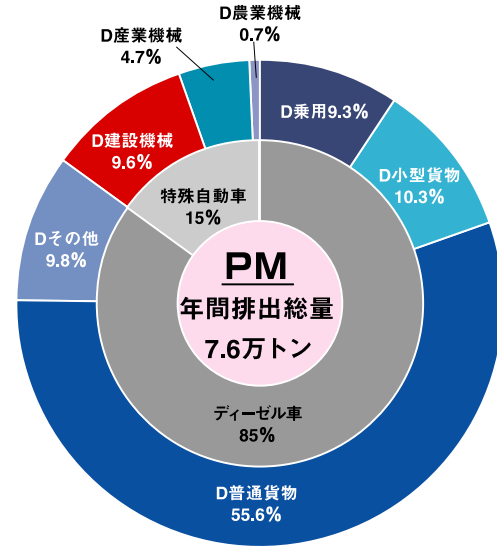
中央環境審議会「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について（第八次答申）」（平成17年4月8日） 参考資料より

自動車全体におけるNO_x、PMの排出割合（平成12年度）

■自動車からの車種別窒素酸化物（NO_x）排出総量



■自動車からの車種別粒子状物質（PM）排出総量



注）Gはガソリン自動車、Dはディーゼル自動車を表す。
中央環境審議会「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について（第六次答申）」（平成15年6月30日） 参考資料より

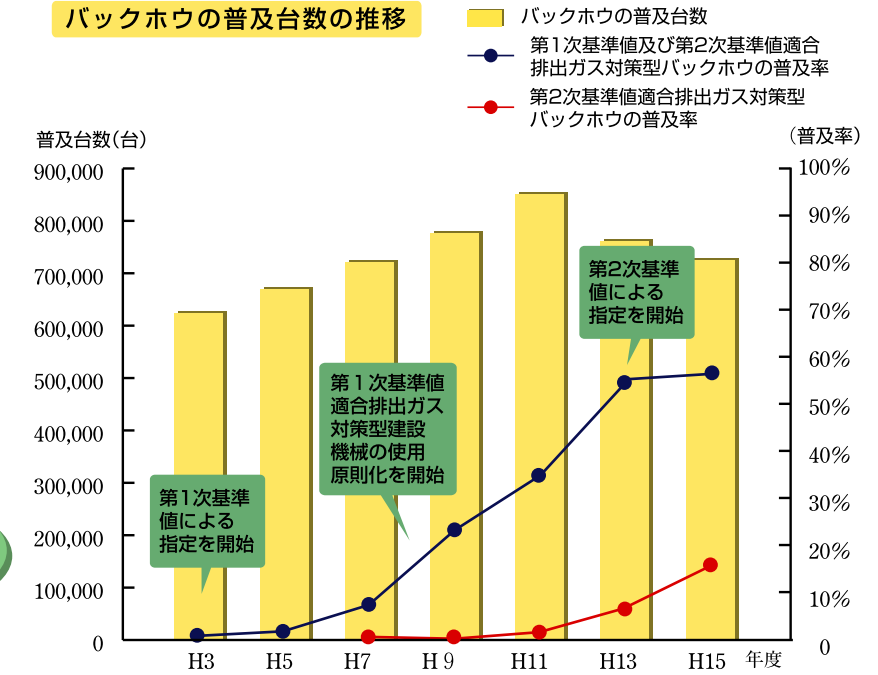
排出ガス対策の取組みと現況

排出ガス対策型建設機械の普及率が約6割^{*}に達しています。

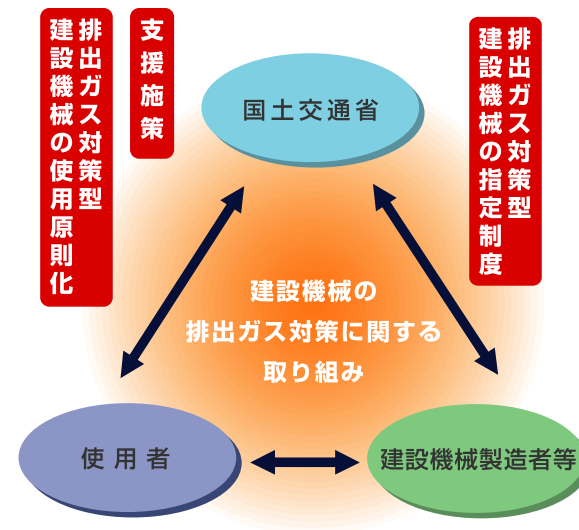
国土交通省では、排出ガス対策を施した建設機械を「排出ガス対策型建設機械」として指定する制度の実施のほか、国土交通省が発注する工事に対しての使用原則化、購入者に低利融資を行う支援施策などの取組みを行っています。また、国土交通省が発注する工事だけでなく、全国の都道府県および政令指定都市の約9割の地方公共団体でも、国土交通省の排出ガス対策型建設機械の使用原則化の施策が準用される等、施策の効果が拡大しています。このような取組みを通じて、排出ガス対策型建設機械の普及率が約6割^{*}に達しています。

^{*}バックホウの場合

バックホウの普及台数の推移



^{*}データは建設機械動向調査報告による。ただし、H3～H11年度の排出ガス対策型バックホウの普及率は、メーカーからのヒアリング調査による。



さらなる排出ガス対策の推進

公道を走行しない特殊自動車を対象として排出ガス規制が導入されます。

「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」の施行により、公道を走行しないバックホウ、ブルドーザ、トラクタショベル、フォークリフト、農耕用トラクタなどの特定特殊自動車を対象として、平成18年10月（予定）より排出ガス規制が開始されます。

これに伴い、法施行後に製作された特定特殊自動車を対象として排出ガス基準適合車の使用が義務付けられます。

特定特殊自動車に対する規制の枠組み概要

